

平成29年第4回市議会定例会 付議案件一覧  
(12月14日追加提案分)

議案案件 14件 (条例=2件、補正予算=11件、単行=1件)

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

○ 条例議案 2件 新旧対照表を参照

頁

1 ・ 2	議案第149号	都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	1
	議案第150号	都城市一般職の職員の給与に関する条例及び都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
	人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて、特別職の職員及び議員並びに一般職の職員の給与を改定するため、関係条例について所要の改正を行うもの		

○ 補正予算議案 11件

頁

3	議案第151号	平成29年度都城市一般会計補正予算(第5号)	※
4	議案第152号	平成29年度都城市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	※
5	議案第153号	平成29年度都城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)	※
6	議案第154号	平成29年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)	※
7	議案第155号	平成29年度都城市介護保険特別会計補正予算(第3号)	※
8	議案第156号	平成29年度都城市御池簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	※
9	議案第157号	平成29年度都城市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	※
10	議案第158号	平成29年度都城市電気事業特別会計補正予算(第3号)	※
11	議案第159号	平成29年度都城市水道事業会計補正予算(第2号)	※
12	議案第160号	平成29年度都城市公共下水道事業会計補正予算(第4号)	※
13	議案第161号	平成29年度都城市農業集落排水事業会計補正予算(第3号)	※

○ 単行議案 1件

頁

14	議案第162号	公の施設の指定管理者の指定について	15
	都城市山田養護老人ホーム霧峰園(むほうえん)の指定管理者を議案のとおり指定することについて、議会の議決を求めるもの		

平成29年第4回都城市議会定例会（12月追加）

（議案第149号～第162号）



議案第149号

都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年12月14日提出

都城市長 池田 宜永



都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(都城市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 都城市特別職の職員の給与に関する条例（平成18年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 都城市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成18年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第4条 都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成20年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第6条 都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

1 この条例中第1条、第3条及び第5条の規定は公布の日から、第2条、第4条及び第6条の規定は平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の都城市特別職の職員の給与に関する条例の規定、

第3条の規定による改正後の都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定及び第5条の規定による改正後の都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定は、平成29年12月1日から適用する。

議案第150号

都城市一般職の職員の給与に関する条例及び都城市一般職の任期付職員  
の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市一般職の職員の給与に関する条例及び都城市一般職の任期付職員  
の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年12月14日提出

都城市長 池田 宜永





都城市一般職の職員の給与に関する条例及び都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 都城市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第18条の6第2項第1号中「100分の85」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の45」に改める。

附則第11項中「100分の1.275」を「100分の1.425」に、「100分の85」を「100分の95」に改める。

別表第1を次のように改める。

次のよう～別紙

第2条 都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条の6第2項第1号中「100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の42.5」に改める。

附則第11項中「100分の1.425」を「100分の1.35」に、「100分の95」を「100分の90」に改める。

(都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	151,500円	162,700円	179,200円	192,700円	203,700円

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の都城市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び第3条の規定による改

正後の都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員採用条例」という。）の規定 平成29年4月1日

(2) 第1条の規定による改正後の給与条例第18条の6第2項及び附則第11項の規定 平成29年12月1日

(適用日前の異動者の号給の調整)

3 平成29年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 改正後の給与条例及び改正後の任期付職員採用条例の規定を適用する場合には、改正前の都城市一般職の職員の給与に関する条例及び改正前の都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例及び改正後の任期付職員採用条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 別紙

別表第1（第4条関係）

職 員 の 区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400

22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600

51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300	
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600	
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900	
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200	
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500	
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700	
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000	
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300	
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600	
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800	
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100	
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400	
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600	
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800	
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100	
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400	

80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600	
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800	
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100	
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400	
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600	
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800	
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900		
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200		
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400		
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600		
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900		
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200		
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400		
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600		
94		294,400	342,200	381,100			
95		294,800	342,700	381,500			
96		295,200	343,100	381,900			
97		295,400	343,200	382,200			
98		295,700	343,700	382,700			
99		296,100	344,100	383,100			
100		296,500	344,400	383,500			
101		296,700	344,700	383,800			
102		297,000	345,100				
103		297,400	345,500				
104		297,700	345,900				
105		297,900	346,400				
106		298,200	346,800				
107		298,600	347,200				
108		298,900	347,600				

	109		299,100	348,100				
	110		299,500	348,500				
	111		299,900	348,800				
	112		300,200	349,100				
	113		300,300	349,600				
	114		300,600					
	115		300,900					
	116		301,300					
	117		301,500					
	118		301,700					
	119		302,000					
	120		302,300					
	121		302,700					
	122		302,900					
	123		303,200					
	124		303,500					
	125		303,800					
再 任 用 職 員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400





議案第162号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び都城市養護老人ホーム条例第7条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市山田養護老人ホーム霧峰園

2 指定管理者となる団体の名称

社会福祉法人 スマイリング・パーク

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

平成29年12月14日提出

都城市長 池田 宜永



## 都城市山田養護老人ホーム霧峰園指定管理者候補者選定の概要

都城市山田養護老人ホーム霧峰園の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成29年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

### 1 指定管理者候補者の概要

#### (1) 団体の名称

社会福祉法人 スマイリング・パーク

(平成29年4月1日に社会福祉法人丸野福祉会から社会福祉法人スマイリング・パークへ名称変更)

#### (2) 代表者名

理事長 山田 一久

#### (3) 所在地

都城市丸谷町4670番地

#### (4) 設立年月日

昭和45年5月20日

#### (5) 従業員数

175名

#### (6) 業務内容

##### ア 第一種社会福祉事業

(ア) 特別養護老人ホームの経営

(イ) 養護老人ホームの指定管理経営

##### イ 第二種社会福祉事業

(ア) 老人短期入所施設事業の経営

(イ) 幼保連携型認定こども園の経営

(ウ) 老人デイサービス事業の経営

(エ) 老人居宅介護等事業の経営

(オ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(カ) 生計困難者に対する相談支援事業

##### ウ 公益事業

(ア) 訪問看護事業の経営

### 2 指定期間

平成30年4月1日 ～ 平成33年3月31日 (3年間)

### 3 施設及び業務の概要

#### (1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模
都城市山田養護老人ホーム霧峰園 (都城市山田町中霧島 2511 番地 1)	敷地面積：9,622.41 m <sup>2</sup> 延床面積：1,449.74 m <sup>2</sup>

#### (2) 業務概要

施設の管理運営

老人福祉法第 11 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所させて養護する。

### 4 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

### 5 選定結果の概要

#### (1) 公募の状況

##### ①申請団体数

2 団体

##### ②指定管理者候補者選定までの経過

平成 29 年 9 月 7 日	第 1 回選定委員会開催
平成 29 年 9 月 22 日～平成 29 年 10 月 19 日	募集（暮らしの情報 9 月 15 日号、 ホームページへの掲載）
平成 29 年 10 月 24 日	現地説明会
平成 29 年 10 月 27 日～平成 29 年 11 月 6 日	申請書類受付
平成 29 年 11 月 16 日	第 2 回選定委員会開催、書類審査・ 面接審査
平成 29 年 11 月 21 日	選定結果報告

#### (2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1 人
	税理士	1 人
	司法書士	1 人
	行政書士	1 人
	民生委員・児童委員	1 人
施設利用者代表		1 人

### (3) 選定理由

平成 29 年 11 月 16 日に都城市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査・面接審査をもとに、選定基準に基づいて総合的に審査・選考（総合得点方式）を行った結果、以下の理由で、社会福祉法人スマイリング・パークが指定管理者として適正であると判断しました。

#### 「選定基準 1 市民の平等な利用が確保されること」

- ・社会福祉法人としての実績があり、常に新しいことにチャレンジしていること。

#### 「選定基準 2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

- ・養護老人ホームの運営実績があり、利用者ニーズの把握について具体的手法が確立していること。
- ・サービス・利便性の向上への意欲が高く、さまざまな創意工夫に取り組んでいること。

#### 「選定基準 3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること」

- ・経費の節減を念頭においた予算案が示されており、入所者の居住環境及び職員の職場環境の整備に重点をおいた経費配分を行っていること。

#### 「選定基準 4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」

- ・職員の研修・教育が充実しており、有資格者の配置による安定した質のケアの提供が期待できること。
- ・SNS の有効活用や防災士の配置等、事故防止対策における工夫があること。

#### 「選定基準 5 その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」

- ・養護老人ホームの運営実績を踏まえ、今後の管理運営において高い意欲が示されており、熱意があること。

### (4) 選定委員会における主な意見

#### 〈選定基準に関する事項について〉

- ・選定基準については、施設の特性を考慮し、事業計画内容が施設の効用を最大限に発揮されること、事業計画に沿った管理を安定的に行う物的・人的能力を有していることについて重点的に配点を行った。

#### 〈指定申請書の記載事項について〉

- ・施設の設置目的に沿った提案であり、団体の財務状況についても適正であると判断した。

### (5) 選定結果

次頁のとおり

選定結果

施設名：都城市山田養護老人ホーム霧峰園

選定基準	配点	採点結果		審査項目	一人当たり配点	審査内容簡潔
		社会福祉法人 スマイリング・ パーク	団体A			
1.市民の平等な利用が確保されること	85	69	68	管理運営方針等	14	市の管理方針を認識しているか。
				平等利用		申請団体の経営モラルは適切か。
				利用の促進		環境に配慮した取り組みをしているか。
2.事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	190	156	134	サービス・利便性の維持向上	23	相談や苦情等の対応が提案されているか。
						利用者ニーズ（介護等）に対する取り組み等が提案されているか。
						関係団体や地域住民との連携、交流の提案がされているか。
3.経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること	40	29	31	経費配分	8	利用者サービスの向上（入浴・食事等）について提案がされているか。
						健康管理及び保健衛生面に関する提案がされているか。
						教養娯楽や行事等の取り組みが提案されているか。
4.事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること	180	148	144	物的能力	20	施設の維持管理、安全管理を的確に行えるか。
						施設の設備、機能等の有効活用について、提案がされているか。
						具体的な管理業務の効率化が提案されているか。
5.その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準	50	41	39	その他	10	適正な経費配分の考え方について提案されているか。
						安定した運営が可能な申請団体の財務状況か。
						類似施設を良好に運営した実績があるか。
合計	545	443	416	人的能力	16	収支計画の積算根拠が明確で、実現可能なものか。
						収支計画と事業計画の整合性は図られているか。
						組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか。
（参考）：提案金額（単位：千円）		87,145		109		業務従事者の指導育成、研修体制及び接遇向上のための提案がされているか。
						災害時の対応、連絡体制等について提案されているか。
						個人情報保護、情報公開及び労働法令等について十分認識しているか。
						法人の専門性を生かした地域貢献・地域福祉の推進に対する提案がされているか。
						職員の配置計画及び勤務体制は適切か。
						公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと。

※指定管理料は、老人保護措置費支弁基準に準じて算定するものであり、入所者数等の条件により変動するため、提案金額は、一定の条件により提示された額です。提案金額をそのまま指定管理料として決定するものではなく、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。

様式第5号

申請団体名 社会福祉法人 スマイリング・パーク

希望する施設名 都城市山田養護老人ホーム霧峰園

### 主要業務実績

年度	業務名 (施設名称等)	業務内容 (業務概要・発注者等)	受注額(円)
平成 26年度	まるの保育園	保育所事業	85,638,772
	こばと保育園	保育所事業	68,233,839
	特別養護老人ホーム ほほえみの園	介護老人福祉施設 短期入所生活介護	290,093,179
	働くデイサービスセンター ほほえみの園	通所介護	12,617,100
平成 27年度	まるの保育園	保育所事業	90,015,161
	こばと保育園	保育所事業	69,832,649
	特別養護老人ホーム ほほえみの園	介護老人福祉施設 短期入所生活介護	298,927,252
	働くデイサービスセンター ほほえみの園	通所介護	60,690,665
平成 28年度	幼保連携型 まるの認定こども園	保育所事業	130,660,337
	こばと保育園	保育所事業	92,125,969
	特別養護老人ホーム ほほえみの園	介護老人福祉施設 短期入所生活介護	298,295,001
	働くデイサービスセンター ほほえみの園	通所介護	76,308,431
	グループホーム スマイリング・パーク	認知症対応型共同生活介護	27,441,348

(備考)

※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。

(同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)

※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。

※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。



## 法人単位資金収支計算書

(自) 平成 28年 4月 1日 (至) 平成 29年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 丸野福祉会

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考	
事業活動による収支	取	介護保険事業収入	425,840,000	431,020,423	△ 5,180,423	
		保育事業収入	221,892,058	220,208,066	1,683,992	
		医療事業収入	4,200,000	6,307,981	△ 2,107,981	
		経常経費寄附金収入	310,000	50,000	260,000	
		受取利息配当金収入	229,000	214,968	14,032	
		その他の収入	9,236,000	11,768,388	△ 2,532,388	
		事業活動収入計 (1)	661,707,058	669,569,826	△ 7,862,768	
	支	人件費支出	410,723,913	410,458,425	265,488	
		事業費支出	96,801,000	100,207,181	△ 3,406,181	
		事務費支出	41,408,800	46,062,497	△ 4,653,697	
利用者負担軽減額		2,400,000	2,691,173	△ 291,173		
支払利息支出		5,353,000	5,769,645	△ 416,645		
その他の支出		8,540,000	8,947,946	△ 407,946		
	事業活動支出計 (2)	565,226,713	574,136,867	△ 8,910,154		
	事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)	96,480,345	95,432,959	1,047,386		
施設整備等による収支	取	施設整備等補助金収入	42,000,000	43,178,000	△ 1,178,000	
		設備資金借入金収入	170,000,000	170,000,000	0	
		固定資産売却収入	171,775,488	109,960	171,665,528	
			施設整備等収入計 (4)	383,775,488	213,287,960	170,487,528
	支	設備資金借入金元金償還支出	77,800,000	34,800,000	43,000,000	
		固定資産取得支出	442,948,976	273,258,381	169,690,595	
		固定資産除却・廃棄支出	95,000	1,283,775	△ 1,188,775	
	ファイナンス・リース債務の返済支出	0	830,124	△ 830,124		
	施設整備等支出計 (5)	520,843,976	310,172,280	210,671,696		
	施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)	△ 137,068,488	△ 96,884,320	△ 40,184,168		
その他の活動による収支	取	積立資産取崩収入	78,940,000	79,083,930	△ 143,930	
			その他の活動収入計 (7)	78,940,000	79,083,930	△ 143,930
	支	積立資産支出	38,210,000	37,892,732	317,268	
		その他の活動による支出	0	37,680	△ 37,680	
		その他の活動支出計 (8)	38,210,000	37,930,412	279,588	
	その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)	40,730,000	41,153,518	△ 423,518		
	予備費支出 (10)	0	—	0		
	当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)	141,857	39,702,157	△ 39,560,300		
	前期末支払資金残高 (12)	43,124,487	148,723,612	△ 105,599,125		
	当期末支払資金残高 (11)+(12)	43,266,344	188,425,769	△ 145,159,425		

## 法人単位事業活動計算書

(自) 平成 28年 4月 1日 (至) 平成 29年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 丸野福祉会

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	介護保険事業収益	431,020,423	374,072,279	56,948,144
	保育事業収益	220,180,316	157,907,014	62,273,302
	医療事業収益	6,307,981	0	6,307,981
	経常経費寄附金収益	50,000	345,000	△295,000
	その他の収益	325,427	280,165	45,262
	サービス活動収益計(1)	657,884,147	532,604,458	125,279,689
	費用			
	人件費	415,945,981	321,082,322	94,863,659
	事業費	100,207,181	80,019,799	20,187,382
事務費	46,071,033	32,557,835	13,513,198	
利用者負担軽減額	2,691,173	2,566,717	124,456	
減価償却費	61,988,635	55,564,226	6,424,409	
国庫補助金等特別積立金取崩額	△22,797,612	△19,723,259	△3,074,353	
その他の費用	156,478	149,364	7,114	
サービス活動費用計(2)	604,262,869	472,217,004	132,045,865	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	53,621,278	60,387,454	△6,766,176	
サービス活動外増減の部	収益			
	受取利息配当金収益	214,968	66,802	148,166
	その他のサービス活動外収益	11,599,439	7,792,919	3,806,520
	サービス活動外収益計(4)	11,814,407	7,859,721	3,954,686
	費用			
支払利息	5,769,645	5,443,675	325,970	
その他のサービス活動外費用	8,947,946	6,658,257	2,289,689	
サービス活動外費用計(5)	14,717,591	12,101,932	2,615,659	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	△2,903,184	△4,242,211	1,339,027	
経常増減差額(7)=(3)+(6)	50,718,094	56,145,243	△5,427,149	
特別増減の部	収益			
	施設整備等補助金収益	43,178,000	0	43,178,000
	固定資産売却益	109,959	0	109,959
	特別収益計(8)	43,287,959	0	43,287,959
	費用			
	固定資産売却損・処分損	1,283,775	1,534,270	△250,495
国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)	△0	△575,247	575,247	
国庫補助金等特別積立金積立額	43,178,000	0	43,178,000	
特別費用計(9)	44,461,775	959,023	43,502,752	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	△1,173,816	△959,023	△214,793	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	49,544,278	55,186,220	△5,641,942	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	170,598,528	140,012,308	30,586,220
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	220,142,806	195,198,528	24,944,278
	基本金取崩額(14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)	77,700,000	0	77,700,000
	その他の積立金積立額(16)	35,700,000	24,600,000	11,100,000
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	262,142,806	170,598,528	91,544,278

法人単位貸借対照表  
平成 29年 3月 31日 現在

社会福祉法人名 社会福祉法人 丸野福祉会

		資 産 の 部				負 債 の 部			
		当年度末	前年度末	増 減	増 減	当年度末	前年度末	増 減	増 減
流動資産		211,435,999	170,886,206	40,599,793	流動負債	82,480,360	77,032,274	5,448,086	
現金預金		115,605,232	106,244,713	9,360,519	事業未払金	17,827,171	18,036,476	△ 209,305	
事業未収金		93,203,962	63,388,977	29,814,985	その他の未払金	0	537,840	△ 537,840	
未収金		575,577	1,119,515	△ 543,938	1年以内返済予定設備資金借入金	34,800,000	34,800,000	0	
未収補助金		1,817,088	32,884	1,784,116	1年以内返済予定リース債務	701,820	830,124	△ 128,304	
立替金		152,088	0	152,088	預り金	3,500	25,000	△ 21,500	
前払金		82,140	664,980	△ 582,840	職員預り金	5,179,559	3,513,278	1,666,281	
前払費用		1,393,106,444	385,187	△ 1,392,721,257	貸与引当金	23,368,310	19,289,556	4,078,754	
固定資産		1,090,104,233	1,229,146,695	△ 139,042,462	固定負債	665,243,734	531,093,230	135,150,504	
基本財産		73,981,560	912,338,689	△ 838,357,129	設備資金借入金	646,160,000	510,960,000	135,200,000	
土地		309,002,211	0	309,002,211	リース債務	408,111	1,109,931	△ 701,820	
建物		12,684,577	9,263,663	3,420,914	退職給付引当金	19,675,623	19,023,299	652,324	
その他の固定資産		3,919,668	1	3,919,667	負債の部合計	743,724,094	608,125,504	140,598,590	
建物		47,853,977	32,968,220	14,885,757	純 資 産 の 部				
構築物		3,782,723	4,486,572	△ 703,849	基本金	103,295,215	103,295,215	0	
車両運搬具		37,309,223	21,077,165	16,232,058	第1号基本金	64,295,215	64,295,215	0	
器具及び備品		6,016,515	9,565,036	△ 3,548,521	第2号基本金	1,000,000	1,000,000	0	
建設仮勘定		1,403,640	2,105,460	△ 701,820	第3号基本金	38,000,000	38,000,000	0	
有形リース資産		19,675,623	19,023,299	652,324	国庫補助金等特別積立金	320,044,042	299,663,654	20,380,388	
退職給付引当資産		27,000,000	27,000,000	0	その他の積立金	176,300,000	218,300,000	△ 42,000,000	
備蓄資産		149,300,000	191,300,000	△ 42,000,000	人件費積立金	27,000,000	27,000,000	0	
備蓄準備積立資産		56,270	18,590	37,680	保育所施設・設備整備積立金	149,300,000	191,300,000	△ 42,000,000	
備蓄繰越資産					保育所施設・設備増減差額	262,179,092	170,598,528	91,580,564	
長期前払費用					次期繰越活動増減差額	49,580,584	55,186,220	△ 5,605,636	
					(うち当活動増減差額)	861,818,349	791,857,397	69,960,952	
資産の部合計		1,610,542,443	1,399,982,901	210,559,542	負債及び純資産の部合計	1,610,542,443	1,399,982,901	210,559,542	

## 事業計画書概要版

申請団体名 社会福祉法人 スマイリング・パーク

希望する施設名 都城市山田養護老人ホーム霧峰園

### (1)当該施設の管理運営方針等について

入所者の意思及び人格を尊重し、常に個々の立場に立ったサービスを提供できるよう努めていきます。また、都城市山田養護老人ホーム霧峰園の指定管理業務仕様書に基づき業務を行っていきます。

### (2)環境に配慮した取り組みについて

個室が少ない分、施設内の場所に個人でゆっくりされるスペースを沢山生み出し、入所者が個人の尊厳を保ちながら、安全で安心して生活できる施設環境整備に努めていきます。

### (3)当該施設に係る相談や苦情等への対応について

苦情に適切に対応するために、苦情受付業務体制を整備し、入所者及びその家族からの相談や苦情に迅速かつ、その方の立場に立った対応に努めます。

### (1)利用者からのニーズへの対応について

定期的なアセスメント・モニタリングを行い、入所者毎のニーズを的確に把握できるよう努めます。リハビリ面では、入所者の有する能力に応じた機能訓練および指導を実施し、楽しく生きがいのある生活を支援します。食事面では、入所者個別のニーズに対応した食事サービスの提供を実施します。入所者の自立支援に向けて、専門性に長けた職員を配置するよう努めます。

### (2)地域住民等との交流に関する考え方を簡潔に提案してください。

地域の公民館に加入申し込みを行い、地域と交流を深めて、地域の行事に参加します。その中で、霧島連山の景観が素晴らしい中庭で定期的に、グランドゴルフ、花見等のイベントを地域住民の皆様の参加も促し交流を深めます。

### (3)健康管理及び保健衛生に関する取り組みについて

看護師による日々の健康管理は勿論のこと、支援員・調理員も含めて日ごろの様子確認を行います。中庭にお花や野菜を植えて、作業したり、鑑賞したり、お茶会をしたりと、日ごろの外に出る機会を大幅に増やし、季節感を感じて頂き、心身ともに抵抗力を養います。

### (4)サービス・利便性の維持向上を図るための方法について

サービス利便性と言えば、現在、都城市高城養護老人ホーム友愛園を管理させて頂いて

いることから、現在、友愛園で成功したノウハウをそのまま持ってくるすることができます。

(5)施設の維持管理、安全管理対策について

維持管理業務については、現況の業務委託の内容で基準に従った形で実施します。安全管理対策については、消防法に従った定期的な点検の実施と防災訓練を月1回実施します。

施設の安全管理について、玄関門の外は、勾配もあり、交通量も多いことから、センサー等を用いて、安全対策に努めます。

(1)経費配分等の具体的な内容について（人件費等）

入所者の生活の質が低下することのないよう、計画的な予算執行による経費の節減に努めます。人件費は適正な人員配置の中で、能力やがんばりに応じた福祉施設職員としての使命感とやりがいを持って勤めてもらう事と共に、人件費の適切な管理に努めます。また、業者選定には、必要に応じて、3社以上の見積もりを行い、適正なサービスをしてくださる業者をお願いし、経費節減に努めます。

(2)清掃・維持補修等に関する考え方を簡潔に提案してください。

機械、器具等の保守管理点検については、業者へ業務委託していきます。清掃については、技術を要する部分や範囲の広大な部分については業者へ業務委託しますが、日々の施設内清掃や除草等については職員を中心に随時行っていきます。

(1)施設管理運営のための人員体制、連絡体制、勤務体制及び責任体制等について

人員体制は、配置基準を満たすとともに、上質なサービスを提供できる職員を配置していきます。連絡体制は、法人全体及び都城市を含めた形で、必要時や緊急時に確実に連絡が行き届くようSNSやテクノロジーを活用して構築していきます。勤務体制及び責任体制等は、職員の適材適所による配置と、経験ある役職者を配置することで体制を整えていきます。

(2)職員の指導育成、研修体制について

指導育成は各種マニュアルを整備し、職員によってサービス提供に大きな差が出ないよう努めます。研修体制は職場内研修、職場外研修への積極的な参加を奨励し、職員個々の成長と技術向上に努めることを法人全体で取り組んでいます。

(3)災害時の対応、連絡体制等について

防災計画、非常時連絡体制を整備し、防災士・防災管理者主導による月1回の防災訓練

の実施と非常時連絡網による通報がスムーズに行える訓練も適宜行います。現在、法人に防災士が6名配置、今後、防災士の育成にも力を入れています。また、地域の公民館との共同の防災訓練に繋がるように、積極的に地域行事に参加・協力をして信頼関係を構築していきます。

急な災害を想定し、常時、緊急時の食材を確保します。また、常日頃から地産地消に努め、県外等からの流通が止まっても、食材が確保できるように努めていきます。

#### (4)個人情報保護、情報公開及び労働法令等の考え方について

個人情報保護法に基づき、入所者の個人情報を適切に取り扱うよう努めます。ご面会・地域住民、ボランティア等の方々には、入所者個々のプライバシー及び個人情報の配慮をしていただくように、必ず説明を行います。情報公開は当法人内の特別養護老人ホームが評価を受けた、宮崎県福祉サービス第3者評価基準を基に公開して、今後、この宮崎県福祉サービス第3者評価基準を受ける努力をしていきます。他に、広報誌またはフェイスブック上にて情報公開を行います。労働法令を遵守し、職員にとって働きやすい環境整備に努めます。

#### (5)地域貢献・地域福祉の推進に関する取り組みについて簡潔に提案してください。

地域の命を繋いでいくことが大切と思っています。つまり、この地域の歴史文化産業を大切に継承する人財を養うことこそ地域貢献の一つと思っています。当法人では、認定こども園・小学校・中学校・高校にキャリア教育を積極的に行い、郷土の魅力を実感されることで郷土愛に繋がって、この地で暮らし続けてもらう取り組みを地道に実行しています。

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に基づき、業務の遂行に必要なとされるべき職員を確保し、配置します。尚、施設長・相談員・看護師・栄養士・調理員・生活支援員の補充についても、入居者やご家族、職員に戸惑いがないように、安心できる専門性と経験を踏まえた職員を配置します。

地域に開かれた施設づくりを推進し、地域の方々が気軽に訪れることのできるイベントを企画し、また施設から地域に出向いての交流も積極的に行います。公の施設として、いつでもどなたでも何でも相談ができる場であり続けられるように、施設をできる限り開放して、地域からの信用と信頼が得られるよう努めます。